

第9回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和3年6月18日(金曜日) 午前10時59分 ~ 午前11時49分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲	副委員長 大塚 州章	
委員 川辺 隆	委員 内藤 康弘	委員 伊藤 淳
委員 梅田 徳男	委員 戸匹 映二	委員 奥田富美子
委員 若林 純一	委員 匹田 郁	

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山博造 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水 香

傍聴者

議員 河野 巧 議員 広田 精治 議員 匹田久美子

会議に付した事件

1. 素案の内容協議について
 2. その他
-

午前10時59分 開議

○委員長(吉岡 勲)

ただ今から第9回特別委員会を開催いたします。本日は傍聴の申し出がありましたので、許可しております。ご了承ください。第8回特別委員会では、要協議となっている項目について、さらに議論を深めていきました。前回は第14条まで協議が終了しておりますので、本日は第15条以降の要協議事項について議論を進めていきたいと思っております。それではさっそく協議に入りたいと思っておりますが、前回同様各条文について事務局より事前説明を受けてから、協議を行

いたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

今事務局のほうから説明がありました。条文を見ながら順次、前回同様いきたいと思いますので、よろしく願いいたします。若林委員、何かありましたらお願いいたします。

○委員(若林純一)

他の自治体の基本条例を見ても、この文書で回答をとることができるというふうに定められていますし、今回臼杵市で議長経由のうえでというふうに一つ入れることによって、その濫用というようなことは生じないと思われまので、特に問題がなければ、入れておいたほうがいいかなと思います。逆に言うと、これ入れないと文書で質問しても別に回答しなくてもいいんですよっていう話になるので、こういう制度があってもいいかなというふうに私は思います。

○委員(戸匹映二)

私はこれ入れなくていいと思っています。その質問をする機会というのが、ちょっとイメージできなくてですね。提案とか要望とか緊急性のあるものでしたら可能性はあると思うんですが、質問を緊急的にやるとかいうその一般質問以外に。間に緊急的にやるとい、そのどのような内容になるのかイメージが全くつかめません。ですので、私は基本的にはこれはいらないと思います。

○委員(伊藤 淳)

戸匹委員と私は同じです。議会以外で正式な質問をするとすると、議会の位置づけとは何だろうかとこころがあって、よく分からなくなって。以上です。

○委員(川辺 隆)

私も同様に伊藤委員と戸匹委員と同意見で、これは入れるべきではないと思います。以上。

○委員(内藤康弘)

よく理解できません。

○委員(梅田徳男)

私も入れなくていいんじゃないかと思います。内容については、皆さんと同じです。

○委員(奥田富美子)

どんな時にこういうことが発生するかイメージは湧かないのですけれど、あっても害はないのかなと思います。これ文書によって質問を行ったら、ちゃんと文書で返ってくるということは、一般の市民も記名して質問を出すと、丁寧に担当課から返ってくるんですね。なので、それと同じだと思えば、あっても害はないので、あってもよいのかなと思います。

○委員(梅田徳男)

議長経由のうえでってということでの追加については、質問事項は議員として確認すべき内容として、逸脱しているのか、いないのかってということも確認ということを踏まえて、やっぱり議

長経由っていいんだらうっていいことを、追加したんだらうと思います。その辺全体的には必要ないと思うんですけども、生かすのであればそういうことを踏まえた対応でいいんだらうと思います。

○委員(匹田 郁)

私も非常に悩ましいところだなと思います。ただ議員はいろんな面で各部署に行って聞いて、そこで回答をいただいたり、それからそれにまた疑問があった時に初めて議会で一般質問をするという、そういうふうな今手続というか手順だと思うんですよ。ただこれを確かに、議長経由のうえでということでそれで確かにいいとは思いますが、市長等に対してというつまりトップのほうにこれをお伺いしたいという形であるのなら、逆にちゃんと一般質問の中ですとか。情報を共有するとか、問題を共有するとかいう点でいけば、あってもいいけど、どっちかと言われれば、やっぱりないほうがいいのかと思います。

○副委員長(大塚州章)

私はこの議長経由のうえで、これを決めてしまうと議長が判断にすごく迷うところが出てくるかなと思います。だからもしするんだしたら、これはもう決めずに議員が自分の責任において、質問を投げかけるだけでいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

○委員長(吉岡 勲)

はい。今各委員からいろんな意見が出ておりますが、概ね削除と。削除しない場合には、ここにありますように緊急性、提出の手順など要件があろうかと思っておりますので、次回もう少し掘り下げたいと思います。次に、事務局お願いします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

ただ今事務局より説明がありました。匹田委員から順次お願いしたいと思います。

○委員(匹田 郁)

総合計画は白杵の最上位の計画であります。それから他のものも、みんな半期見直しというやり方をとっております。そしてその中で、やはり今の現状に合ったこと、例えば突発的なこと、いろいろ出たときにそれなりに対応しているということを分かっておりますから、その議会で決というか、きちんと事前に報告をさせるような形をとれば、それが一番大事かなと。

なぜそういうふうになったのかっていうことを、早めに形成合意事項か、形成合意過程の最後のほうで、できるだけ早くするというようなやり方をさせていただければ、私はそれが一番皆さんのため、私たちが一番聞けると思うので、結果よりは過程のところを大事にしたいという意識が強いので、その辺が言葉にできればなと私は思います。

○委員(奥田富美子)

特に意見を持ち合わせておりません。

○委員(梅田徳男)

議決すべき事件という意味合いで見た時に、確かに大きなことの中に入っているということ

には間違いがないんでしょうけども、何をっていう意味では、これについて議会として議決するという意味で分かりやすいほうが、より良いだろうなと私は思います。ですから、その対象をどうするかは別にしても、議決する項目を列記するほうがいいんじゃないかというふうの一つは思います。

○委員(内藤康弘)

追記する必要はないというところであります。

○委員(川辺 隆)

私は去年ヘルメットの条例を作るのに携わったんですけども。その時にあまり細かく名称など、こういうのをやりすぎたら、実は載っていないものに関してはしなくていいのかという話になります。今、内藤委員がおっしゃって、ここに書いていますけど、総合計画の中に織り込まれているのであれば、大枠で捉えてやっとなないと、今度抜けたものに関してはしなくていいという意見が出て来ます。ですから、この委員の意見で書いているほうで、私はいったほうがいいと思います。以上です。

○委員(伊藤 淳)

川辺委員、内藤委員と同様です。

○委員(戸匹映二)

これを細かく規程しますと、こういう内容っていうのはその時々で変化していくことが多いんです。そうすると、これをいつどう見直していくのかという問題になっていきますんで、そこを考えるとあまり細かく規程せずに、大枠で捉えていくぐらいでいいんじゃないかなとは思いますが。もしこれを入れていくのであれば、具体的にこれをどう見直していくのか。そういう規程をきちんと決めておかないといけない。そういうふうになります。

○委員(若林純一)

私は原案どおり定めておけば良いと思っています。計画については、細々した内容になりますし議会で賛成多数とか、反対多数とかということを経る必要はないと思っております。あまり増やすと計画策定ごとに議会で賛否を問うという話になるのもいがかなかと思っておりますので。臼杵市総合計画の中でも基本構想の部分だけは、議決を得たほうが良いんじゃないかという今原案が提案されておりますので、私はそれで最初はいいんじゃないかなと思っております。

○副委員長(大塚州章)

津久見の条例のようにシンプルでいいかなと思います。

○委員長(吉岡 勲)

第17条につきましては、いろいろな意見がありました。もう一回精査したいと思います。

続きまして第18条の説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

第17条について補足をさせていただきたいと思うのですが、この条文にあります第96条2項の規程というのが、普通地方公共団体が議会で議決すべきものを定めることができるとい

うことで、もしこれに記載する場合には、やはり執行部との協議が必要にはなってきますので、補足をさせていただきます。実際に、臼杵市総合計画の基本構想の策定というところで、平成27年3月の定例会で議決をしている事例がありますので、あわせて報告をさせていただきます。その他の追加事項は、特に見当たりませんでした。次に18条の説明をいたします。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

ただ今事務局の説明がありました。これにつきまして若林委員のほうから順次また意見をお願いします。

○委員(若林純一)

私は原案どおりで良いと思っています。各種の研修を積極的に実施するという、もうそれ以上は必要ない、記述としてはですね。細かな点は、日常の議会活動の中で考えていけばいいのかなと思っています。

○委員(戸匹映二)

政策立案に関しては、私は非常に議会として重要と考えているんですが。今の段階でこれを具体的に修正案の形で入れていいのかどうかというのは、ちょっとまだ私も判断しかねるという状況であります。

○委員(伊藤 淳)

この修正案じゃなくて、元々の内容のものでいいのかなというふうには思っております。それでやるなかで、細かく決めたほうがいいのかというようなのが出れば、またその時に追記すればいいのかなというふうには思っております。

○委員(川辺 隆)

本当はこの政策立案の委員会は作るべきだと思います。議員は確かに今一般質問等もそうですけども、批判と否定と評論だけ。そういう流れもあるなかで、本来であれば我々が市行政の執行部が出す政策に対して、少し立案能力までつけたほうが良いと思うのですが、それをこういう形で謳うんじゃなくて、議員それぞれが自主的に取り組む問題だと私は思っています。

ですから、伊藤委員もまた戸匹委員も一緒なんでしょうけど。その原案通りの文書でいって、この政策立案に関しては別に我々が考えるべきだと思います。

○委員(内藤康弘)

今川辺委員が言われた分、私も賛同するんですが。政策委員会、ちょっと質問ですけど、大塚委員以前政策云々っていうのはあったんですね。

○副委員長(大塚州章)

はい。

○委員(内藤康弘)

それがどうしてそのできなくなったのか説明をお願いします。

○委員長(吉岡 勲)

大塚委員をお願いします。

○副委員長(大塚州章)

はい、一通りですね、最初は合併当時に野津の議員さんと臼杵の議員さんとの意見交換を目的として、そこで政策を一つ何か作ろうと。それに36人ですかね。議員がいましたんで、4班に分けて、当時委員会も4つありましたんで、その委員会に関する事で政策を皆さん出してくださいと。それに対して全員で何回か協議をして、その中から3つを絞って最終的に市長三役と、全議員との意見交換をして、これを政策にもっていきましょうという流れがありました。それが一個できたんで、そこからは改選で議員が減っていくなかで、農業基本条例を私が作った時に、やっぱり農業の振興ということが残っていたのと、それから武生議長の時に水資源の基本条例じゃない、意見書を執行部に出したりとかいう流れがありました。それで一通り終わった時点で、事務局の規模も縮小して政策立案能力ということに関しては、改選と同時になかなか一步前に踏み出せない状況になったんで、これは今後意識のある皆さんで、例えば政策立案を勉強しようよって思えば全員協議会、また代表者会議で特別委員会を立ち上げましょうとなれば、そこでやるのがいいのかなと。臼杵市議会のやる気だと思います。

○委員(内藤康弘)

ありがとうございました。何か一つのテーマをもってやるということで、全員協議会なり、云々があるんだろうと思われます。そのテーマをどなたかが発信する、どなたかと言ったら悪いんですけど、議会の中で発信することが大事かなと思います。時期的にはいつ云々というのは私も分かりませんが、機会があればということがあっても良いのかなと思います。

○副委員長(大塚州章)

その発信するタイミングとしては改選後に、例えば議長が政策立案能力について強化するというふうになれば、そこに対して議長がこういうふうな意見を出してやりませんか。それに対して、代表者でやりましょうとなれば任意の会を作るというふうな流れになってくるのではないかなと思います。

○委員(内藤康弘)

ということで結論としては、現状のこの文書でいいのかなというふうに思います。

○委員(梅田徳男)

政策委員会の設置というのは、今まで我々議員にならせていただいて短い期間の中で、政策の立案検討なんていう世界がないし、政策をじゃあどうしようかということで、取り上げて話を進めたことも、機会としてなかったんで基本条例のベースとしてその政策委員会というものをやるんだっていうことが明記されていれば、そういう政策なんかを検討する一つの機会として開かれていくんじゃないかという意味では、政策委員会の設置というのは必要じゃないかなというふうに私は思います。以上です。

○委員(奥田富美子)

修正案で出されていることも、一行でシンプルに網羅されていると考えられますので、私はこの黒字の原案のままで良いと思います。

○委員(匹田 郁)

改めて皆さんの意見、本当にいろいろあると思います。ですけど、結論から言うと18条をこのままで。後はどうやってそれに補足なり、いろいろなことをするか。最後はやっぱり皆のこうやるという意識が、一番大事じゃないかと思うんで、私はこのままでいいんじゃないかと思えます。以上です。

○副委員長(大塚州章)

基本的にはこの原案のままでいいかなと思うんですが、先ほど梅田委員が言われた点はやってみてよく分かります。それを議員全員でやるか、それとも委員会でやるか。やっぱり現状の市民の生活がこう困っているとか、いろんな問題をその委員会として捉えるか、議員全体として捉えるのかというのが、非常にそこが政策に繋がると思えますんで、そこを今後意識していただければいいかなとは思えます。

○委員長(吉岡 勲)

ただ今、各委員のほうからいろんな意見をいただきました。ありがとうございます。
続きまして第19条、議員活性化委員会の説明を事務局お願いします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

ただ今事務局より説明がありました。それでは今度は匹田委員のほうからお願いします。

○委員(匹田 郁)

これについては、私はもうこの19条はこのままでいいんじゃないかなと考えます。やはりいろんなことが起きますし、その時にあまり窮屈な形よりは、その時に合ったやり方を選択できるような。シンプルに作るのが、私はこの基本条例で一番大事なところじゃないかなと思っていて、そういう意味においてもこれで良いと私は考えます。

○委員(奥田富美子)

基本的にはこのままで、黒字のところがいいと思うんですが。議会運営委員会、代表者会議で協議できないかという意見があるところで、全員協議会とかで話すのならまだ分かると思ったんです。この新たに作ろうとしている条例が、途中でこのままで良いのかという点検とか、思い通りに進んでいるのかとか、振り返りとかをするという意味で、本当に活性化するという意味で、そういう委員会が必要だと思えます。以上です。

○委員(梅田徳男)

私もこのまま入れておくべきだと思います。

○委員(内藤康弘)

別途委員会を作るということになるんですね。

果たしてそれがいいのかなというのが、ちょっと考えます。以上です。

○委員(川辺 隆)

議会活性化委員会が必要だと思います。その時折で条例の内容、これで我々の決めごと等に

対して支障が出た場合に対応ができる委員会の設置は、私は必要だと思います。以上。

○委員(伊藤 淳)

内藤委員と同じで、常設した委員会として要るのかなというのがちょっとあります。必要性を共有、課題を共有できて話し合いの場を設定していくという中で、議会活性化委員会ということで良いんじゃないかなと私は思います。常設して課題がはっきりしない中であえて別にまた委員会を新たに立ち上げるというのは、必要ないかなとと思っているところです。

○委員(戸匹映二)

私は委員会があっても良いのかなと思います。後はその委員会の具体的な運用等、どういう形に持って行くかというのは、またその後いろいろやり方があると思いますし、検討すれば良いかなと思っています。以上です。

○委員(若林純一)

結論から言うと、この条文のままでいいかなというふうに思っております。議会活性化委員会は、多分常任委員会でも、特別委員会でもない、単なる事務作業をする委員会だというふうに位置付けられるんだろうなと思っています。例えば、その議会だよりを作るにしても誰が作るんですかとか、この条例が定まっても中の細かな運用についてはどうしますか。とかいうのをどこかで話さないといけないので、この委員会の中で細かな話を詰めて、議会運営委員会や代表者会議にかけるといようなイメージをもっております。それで皆さんの考えている内容と一緒にどうかは分かりませんが、ここでこういうふうに謳っているということは、そういう委員会なんだろうというふうに私は捉えています。

○副委員長(大塚州章)

私も若林委員の意見と同様で、このままいって詳細はまだいいかなと思います。ただやっぱりこの委員会を置くということは非常に重たいので、やっぱりそこは皆さん意識してやっていただければいいかなと思います。

○委員長(吉岡 勲)

ありがとうございました。一応第19条まで協議いただきました。次、追加議案で2件ほど出ているので、事務局説明があればお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

(配付資料に基づき説明)

最後に、要協議にはなりませんでしたが反問に関して。条文ができたときの具体的な運用例ということで参考まで、資料の最後のページに付けております。細かい運用については、条文ができた際にまた協議が必要になります。以上です。

○委員長(吉岡 勲)

ただ今事務局から説明がありましたが、その他皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声)

○委員長(吉岡 勲)

では一応、要協議となっておりました条文の検討は一通り終わりましたので、今後は第一法

規のほうに素案の点検をお願いし、正副委員長のほうから、これまでの議論を踏まえて次の素案を作りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員(若林純一)

今後の進め方の中で、割れているところについてはどんな形で取りまとめ、あるいは集約を進めていかれる予定なのでしょうか。

○委員長(吉岡 勲)

これまでの皆さんの意見を聞きながら、ある程度、賛成・反対というような形をとりながら。法務のほうに点検をしてもらい、素案を作っていくと思っております。その素案について、やっぱりどうしてもこの素案に、この条項を入れてくれというのがあれば、そこで協議していきたいと思っております。第2回目の素案ということで、お願ひしたいと思っております。

○委員(若林純一)

要するに両論併記みたいな形、要するに真向でイエス、ノーになっている分については、ここはイエスとノーがありますということで、両論というか併記で取りまとめをして、そこはそこできちんとまた議論するという考え方でよろしいんですか。

○委員長(吉岡 勲)

そうした時に今のが第一案として、ここにたたき台がありましたので、第二案ということで出します。第二案の中に今言いましたように、これは賛成が多数ありました、これはちょっと反対が多かった、削除という意見がありましたということで併記したいと思っております。

○委員(川辺 隆)

一個いいですか。根本的な問題として、この議会基本条例の中に議員必携の内容とか、申し合わせ事項を守っていかうとかいう言葉は一切出てきていない。それは当初私が聞いた時は、それは当たり前やという意見を皆さんここでおっしゃっていたんですけど。

その当たりのことができていないのにも関わらず、当たりのことを書かなくていいんですか。それとこれには罰則規定が一切ありませんので、議員の権利、言論の自由、表現の自由、選挙で選ばれた議員の権利を主張されて、この条例そのものを守れなくても良いという判断をされている方がいると思われるんですが、これに関してこの議会基本条例の会議はこのまま進められるんですか。申し訳ありませんけど少し原点に帰って、何を我々は守っていくものを作るのかどうかというのを、もう一回考えたほうがいいと思うんですけど。納得できません。

○委員長(吉岡 勲)

今川辺委員から原案、条例そのものについての意見がありました。基本条例について、最初の提案者、議場にではよろしくお願ひします。

○委員(匹田 郁)

基本的には私も川辺委員の意見に賛成であります。やはり自分たちは選ばれて、そして市民の付託を受けた中で、いろんな活動をして、そのことに関しては非常に大きな権限もあるし、影響力もあるし、市民生活に直結していることもたくさんあると思う。ですから、そういうことにおいて、自分たちが議員としてきちんと行うことは行う。そして、また皆が政策とかそういう

ことに関して協議し、そして皆で知恵を出し合い、市民の意見を聞きながら前に進んでいくという気持ちでありますので、やはりきちんとその辺の確認をした中で権利もあるけど義務もある。責任もある。そういうことも踏まえた中で、やはり私は基本条例を作っていただきたい。ということが、私が議長になった最大のスローガンというか気持ちでもあるし、私の逆に政治信条だと思っておりますので、その辺を踏まえて、ぜひ議会基本条例とは何かということを考えて中でしっかりした条例を作っていただきたいというのが、私の願いであります。以上です。

○委員長(吉岡 勲)

川辺委員良いですか、了解いただけましたか。

○委員(川辺 隆)

この意見に関しては、この特別委員会のメンバーの中にも同じ考えを持っている人がいます。ましてや、この会に出席していない議員からも、何の為に作りよるんかと。そこを言われました。非常に大切な部分の話を今議長がしてくださいました。我々は自分たちで守るものを作っていこう。しかしそこにですよ、今言われたような議員の権利、自由、それを盾にして取り決め事項、申し合わせ事項も守らんでいいと。それで議会を取り仕切る議長の助言も聞かんでいいというような状況で、このまま進めていかれるんですか、委員長。

○委員長(吉岡 勲)

今大変貴重な意見がありました、このまま進めていきます。というのはやはり基本条例はあくまでも議員としての大きなモラルです。そこをしっかりと守っていく為にも罰則はありませんが、議員としてももちろんしっかりと守っていくために、この基本条例を作っていきたいと思っております。匹田委員の議長としての原案であります、この条例についてしっかり皆でいいもの、守れるものを作っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員(川辺 隆)

それであるならば、守らない人をなんとかしてください。

○委員長(吉岡 勲)

これは基本条例でありますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上で、第9回特別委員会を終了したいと思います。次回は素案ができ次第、委員皆さんにお知らせしたいと思います。法務のほうと連絡をとるのでちょっと時間がかかると思いますがよろしく願いいたします。

以上で、本日の特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時49分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年6月18日

臼杵市議会
基本条例検討特別委員会
委員長 吉岡 勲